公　示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和　3　年　8　月　25　日

徳島県公安委員会委員長　齋藤　恒範

1　申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称及び所在地	法人の場合は代表者の氏名	型式の概要				検定番号
		遊技機の種類		型式名	製造業者名	
株式会社　藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	井上孝司	規則第6条第2号	回胴式遊技機	Sリング　運命の秒刻FL	株式会社藤商事	15150
株式会社　ビスティ 東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号	尼子勝紀	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	P新世紀エヴァンゲリオン15未来への咆哮	株式会社ビスティ	15151

2　検定の有効期間
公示の日から3年間。